



UAゼンセン 政策ニュース

NEWS LETTER

No. 154
2025. 6. 18発行所 UAゼンセン 〒102-8273 東京都千代田区九段南4-8-16
TEL 03-3288-3710 URL <https://www.uazensen.jp/>発行人
永井幸子

公益通報者保護法が改正・成立

～通報者の保護を強化、企業には体制整備義務と罰則も～

2025年6月、職場等における違法行為を内部から通報した者（公益通報者）を保護するための「公益通報者保護法」の改正法が国会で成立した。企業や行政内部における不正の早期発見・是正を可能とする通報制度は、「組織の健全性」と「社会的信頼」を守る重要なインフラである。

しかし実態としては、通報によって職を失ったり、嫌がらせを受けたりする例が後を絶たず、「制度はあるが使えない」という信頼低下が問題視されている。今回の改正は、こうした通報制度の実効性を高め、通報者の保護を現実のものとするための重要な一歩である。

【改正のポイントと実務への影響】

① 通報者への不利益処分に対する罰則の新設・強化

- ・通報を理由として解雇または懲戒をした者に対し、6か月以下の懲役または30万円以下の罰金を科すことが可能に
- ・法人に対しては、最大3,000万円の罰金という重い経済的制裁
- ・また、通報後1年以内の処分は「報復」と推定され、企業側に正当性を証明する立証責任が課される（民事訴訟における立証責任の転換）

② 保護対象者の拡大（非正規・外部委託者を含む）

- ・新たに「事業者と業務委託関係にあるフリーランス」及び「業務委託関係が終了して1年以内のフリーランス」も保護の対象に追加
- ・派遣、請負、外注など、形式上は「労働者」でない就労形態も含まれる
- ・特に「契約終了を理由とした通報封じ（報復）」などに対し、保護の網が広がった

③ 企業の体制整備義務と罰則強化（常時労働者が300人超の企業）

- ・「公益通報対応業務従事者（＝窓口担当）」の明確な指定
- ・社内規程の整備（秘密保持・通報対応マニュアル）
- ・担当者教育等の体制整備が法的義務

これらに違反した場合、消費者庁による立入検査や、30万円以下の罰金

④ 通報妨害行為の禁止

- ・「通報しないことを約束させる」ような契約・誓約書は無効
- ・通報者の身元を特定するための監視・調査なども、処罰対象となる可能性

⑤ 制度見直しの前倒し（3年）

- ・当初「施行後5年以内に見直し」とされていたが、今回の改正により「3年以内」に短縮され、迅速な制度改善が可能

※施行時期：公布から1年6か月以内の政令で定める日（※2026年末～2027年初頭頃と見込まれる）

（参考URL）消費者庁 [「公益通報者保護法と制度の概要」](#) 消費者庁

担当：（政策政治局 小笠原）